

技術顧問契約書

()を甲
()を乙として、
甲乙間において以下記載のとおり、技術顧問契約(以下「本契約」という。)を締結した。

| | |
|-------------|---|
| 目的 | 本契約は、乙が甲に対して、甲が製品を製造するにあたって必要となる技術指導業務を行うことにより、甲の発展に資することを目的とする。 |
| 乙の提供する業務内容 | <input type="checkbox"/> ()に関する加工技術指導 <input type="checkbox"/> ()に伴う技術指導 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 技術指導方法 | <input type="checkbox"/> 甲の工場内その他の場所での直接の技術指導 <input type="checkbox"/> 電話相談 <input type="checkbox"/> メール相談 <input type="checkbox"/> 資料作成 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 契約期間 | _____年 ____月 ____日から_____年 ____月 ____日まで |
| 報酬でまかなわれる業務 | <input type="checkbox"/> 1ヶ月あたり、_____時間までの技術指導業務 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 報告 | 1 乙は、乙の提供する技術指導業務に関して、甲からの請求があったときは、その履行状況を直ちに報告するものとする。 2 乙は、乙の提供する技術指導業務に関して、_____時間を超過する場合には、予め甲に連絡して甲の許可を得るものとする。 |
| 報酬及びその支払方法 | 1 報酬等 <input type="checkbox"/> 月額 ()万円 <input type="checkbox"/> 追加報酬 <input type="checkbox"/> ()時間につき、()万円 <input type="checkbox"/> その他 () 2 報酬等の支払方法 甲は、毎月_____日限り、乙の指定する口座に前月分の報酬を支払うこととする。振込手数料は甲の負担とする。 3 交通費その他の実費 (1) 乙が本件業務の履行に伴う交通費その他の実費は、乙の負担とする。 (2) (1)にかかわらず、業務の履行にあたり特別の費用がかかった場合、乙は甲に対し、事前に書面にて通知した上で、当該費用の請求をすることができる。この場合においては、当該費用が分かる客観的資料を提出することとする。 |
| 再委託の禁止 | 乙は本件業務の全部または一部を第三者に再委託することができない。ただし、甲が書面で事前に承諾した場合はこの限りではない。 |
| 秘密保持 | 1 乙は本件業務により知り得た甲に関する一切の情報を業務遂行中はもとより、契約終了後においても、甲の許可なく使用、及び、第三者に開示・譲渡・漏洩してはならない。ただし、法令の定めに基づく場合または権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りではない。 2 乙は本契約履行において、甲から入手した資料・データ等を善良なる管理者の注意義務をもって保持管理するものとする。 |

| | |
|----------|---|
| 成果物の帰属 | 本契約書業務で、乙の役務の提供の結果製造された製造物その他甲のために作成された成果物（報告書等の資料も含む）は、本件業務以前に乙が既に保有するものを除き、全て甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。 |
| 解除事由 | <input type="checkbox"/> 重大な過失行為または背信行為により、甲又は第三者に重大な損害を与えたとき <input type="checkbox"/> 乙が提供する業務の履行状況に関して、甲からの請求があったにも関わらず、故意または重大な過失により、これを遅滞し、その期間が長期に及ぶ場合 <input type="checkbox"/> 支払いの停止が3ヶ月続いたとき <input type="checkbox"/> 仮差押え、差押え、競売、破産、民事再生、特別清算の申立があった場合 <input type="checkbox"/> 営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡したとき <input type="checkbox"/> 解散した時 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 契約の更新の有無 | <input type="checkbox"/> 有（1年ごとの同一内容での自動更新） <input type="checkbox"/> 無 |
| 解除の方法 | 甲及び乙は、解除を希望する日の1ヶ月前までに、相手方に通知することで本契約を解除することができる。 |
| 契約終了後の処理 | 1 甲及び乙は、本契約が終了したときは、互いに既に確定した債権債務について、速やかにこれを清算するものとする。 2 乙は、本契約が終了したときは、本契約に基づき甲から提供された甲の所有物、その他の甲に帰属する一切の物を、速やかに甲の指示に基づき返還ないし破棄するものとする。 |
| 管轄裁判所 | 甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、〇〇地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。 |
| その他 | 本契約書に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙間で誠意をもって協議・解決する。 |
| 備考欄 | |

年 月 日

甲 所在地

社名

印

乙 住所

氏名

印